

新着メッセージが届いています。

「算定・点検に係る厚生労働省からの新着通知をお知らせします。」

「Nichii Post Information」では、医療機関や医療従事者の皆様の診療行為・診療報酬請求に欠かせない医療制度に関する情報、改定情報、DPC や新規取載等、主に厚生労働省から発表された医療事務に関する最新情報をお届けします。より良い医療サービスの提供の一助となりますと幸いです。

記

1. 新着情報の通知について

算定や点検に係る情報が厚生労働省などのホームページに掲載されましたのでお知らせ致します。各通知の詳細については、URL・QRコードからご確認ください。

(1) オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化の延長等について（その9）（令和6年2月29日事務連絡）

- ① 2月13日付の事務連絡で指定された地域において2月29日まで延長されたオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化について、アクティブ化の期限を3月7日まで延長するとともに同日をもってアクティブ化を終了する連絡である。
- ② アクティブ化延長の期間は 令和6年3月7日までである。

【掲載先】

① <https://www.mhlw.go.jp/content/001217006.pdf>



② <https://www.mhlw.go.jp/content/001209650.pdf>

（参考：2月13日付事務連絡）



(2) 公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱いについて （令和6年2月5日保医発0205第2号）

- ① 薬事・食品衛生審議会医薬品第二部会において、適応外使用に係る公知申請を行っても差し支えないとされた、別添1の2成分5品目（ミコフェノール酸 モフェチル（販売名：セルセプトカプセル 250、同懸濁用散 31.8%）及びカルボプラチン（販売名：パラプラチン注射液 50 mg、同注射液 150 mg、同注射液 450 mg））について、今般追加される予定である効能・効果及び用法・用量を保険適用とする通知である。
- ② 令和6年2月5日から保険適用である。

【掲載先】

① <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T240214S0010.pdf>



(3) ツルバダ配合錠の保険適用に係る留意事項の一部改正について（令和6年2月5日保医発 0205 第3号）

- ① ツルバダ配合錠について、今後効能・効果に「HIV-1 感染症の曝露前予防」が追加される予定であることを踏まえ、当該医薬品に係る留意事項を改正する通知である。
- ② 「本製剤は、HIV-1 感染症の治療を目的として使用した場合に限り、算定できる」とされたため、曝露前予防の目的で投与された場合は算定できないことに注意する。

【掲載先】

① <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T240214S0020.pdf>



(4) 医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等について（令和6年2月9日保医発 0209 第2号）

- ① 令和6年2月9日付けで効能・効果等の一部変更承認がなされた医薬品について、それに伴う留意事項の変更についての通知である。
- ② 当該医薬品について、診療報酬明細書の摘要欄に記載する事項が定められている。

【掲載先】

① <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T240214S0040.pdf>



(5) 抗 PD-1 抗体抗悪性腫瘍剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項の一部改正について（令和6年2月9日保医発 0209 第3号）

- ① ニボルマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドラインが改訂されたことに伴って、本製剤に係る留意事項を改正する通知である。
- ② 「根治切除不能な進行・再発の上皮系皮膚悪性腫瘍」の治療に用いる場合について、診療報酬明細書の摘要欄に記載する事項が定められている。

【掲載先】

① <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T240214S0050.pdf>



(6) 医療機器の保険適用について（令和6年2月29日保医発 0229 第2号）

- ① 医科の「医療機器」の保険適用の通知である。
- ② **歯科の「医療機器」**の保険適用の通知である。（22 ページ～）
- ③ 令和6年3月1日から適用である。

【掲載先】

① <https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001216304.pdf>



(7) 特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

（令和6年2月29日厚生労働省告示第41号）

①特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成20年厚生労働省告示第61号）の一部改正の告示である。

（i）「099 組織代用人工繊維布（1）心血管系用 ⑤心血管系用・心血管修復パッチ先天性心疾患用」の新設

（ii）「132 ガイディングカテーテル（2）脳血管用 ⑤橈骨動脈穿刺対応型」の新設

②令和6年3月1日から適用である。

【掲載先】

①<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H240203S0030.pdf>



(8) 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

（令和6年2月29日厚生労働省告示第45号）

①厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成20年厚生労働省告示第129号）の一部を改正する告示である。

（i）第二に先進医療「31 血中循環腫瘍DNAを用いた微小残存病変量の測定」の新設

（ii）第三より先進医療「17 治療抵抗性の子宮頸がんに対するシスプラチンによる閉鎖循環下骨盤内非均衡灌流療法 子宮頸がん（術後に再発したものであって、同時化学放射線療法に不応かつ手術が不能なものに限る。）」の削除

②令和6年3月1日から適用である。

【掲載先】

①<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H240229S0010.pdf>



(9) 「保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について（令和6年2月22日保連発0222第1号・保医発0222第1号）

①令和5年4月からのオンライン資格確認導入の原則義務化に当たって設けられた経過措置のうち（3）について、期限が明記された通知である。

（i）訪問診療のみを実施する保険医療機関についての経過措置は令和6年12月1日までとされた。

②令和6年4月1日から適用である。

【掲載先】

①<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T240226S0040.pdf>



2. 【参考】情報掲載先について

掲載先の URL・QR コードについては、厚労省ページにて内容に不備等があった際、更新されページが変更される場合がございます。その場合は以下 URL 先よりご確認頂けると幸いです。

(1) 「石川県能登地方を震源とする地震について」(厚生労働省) / 通知・事務連絡等

【掲載先】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37199.html



(2) 厚生労働省法令等データベースサービス URL

【掲載先】

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>



(告示は「登載準備中の新着法令」より保険局、通知は「登載準備中の新着通知」より保険局を参照)

(3) 令和4年度診療報酬改定について(厚生労働省) / 第3 関係法令等【通知】 (6) 28

【掲載先】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00037.html



以上